

J F E 東日本ジーエス 調達ガイドライン

J F E 東日本ジーエスは、持続可能な社会の実現に向けた活動をサプライチェーン全体で推進していくことを目的に、「J F E グループ企業行動指針」および「J F E グループ人権基本方針」に沿って、「J F E 東日本ジーエス調達ガイドライン」を制定いたしました。

お取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインの以下の項目についてご理解頂き、積極的に推進して頂くと同時に、皆様のサプライヤーに対しても本ガイドラインに基づいた取り組みを推進して頂くように働きかけをお願い申し上げます。

1. コンプライアンス

<法令遵守>

- ・事業活動を行うにあたっては、各種法令・社会規範を遵守する。

<個人情報・機密情報管理>

- ・全ての個人情報や、取引を通じて得た機密情報を適切に管理・保護する。

<サイバーセキュリティ>

- ・サイバーセキュリティ対策に努め、自社および他者に被害が生じないように管理する。

<腐敗防止>

- ・政府関係者や公務員、その他のビジネスパートナーとの贈収賄に関与しない。

<反社会的勢力との関係の遮断>

- ・反社会的勢力および団体と一切の関係を遮断し、違法・不当な要求には応じない。

<公正な競争>

- ・関係法令を遵守し、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

<知的財産の保護>

- ・自社が保有する知的財産権を保護するとともに、他者に帰属する知的財産権を尊重し、他者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

<品質保証>

- ・製品・サービスの品質に関して適用されるすべての法規制を遵守し、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する。

2. 人権尊重

「J F E グループ人権基本方針」の実行に努める。

<児童労働・強制労働の禁止>

- ・事業活動において、児童労働・強制労働・人身売買などの非人道的行為によって得られた労働力を用いない。

<差別、ハラスメントの禁止>

- ・事業活動において、あらゆる差別を排除する。また、相手の尊厳を傷つけ不快感を与える言

動等、その他一切のハラスメント行為を行わない。

<安全衛生>

- ・労働災害・労働疾病の未然防止に努め、安全で健康な職場環境を常に整備する。

<労働関連法令の遵守>

- ・労働時間、休暇、賃金等に関する労働関連法令を遵守する。

<通報窓口の設置>

- ・従業員や関係取引先等からの不正行為や人権・環境等に関する懸念事項等の通報を受け付ける窓口を設置し、通報者の不利益になるように扱わない体制を整備する。

3. 環境

<環境との調和>

- ・資源保護、環境保全、生物多様性に十分配慮し、環境と調和した事業活動を継続的に推進する。
- ・事業活動を行うにあたっては、環境関連法令を遵守する。

4. 事業継続計画

<BCPの策定>

- ・自然災害、感染症の急速な拡大等危機が発生した場合を想定し、製品・サービスの安定供給を果たすため、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定するとともに、組織的な危機管理を徹底する。

以 上